ロ　チャネル間隔が12.5kHz又は6.25kHzのもの	1.5（10^{-6}）
［注26～57　略］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～二十九　略］ 二十九の二　設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）であつて、その空中線電力が二〇〇ミリワット以下かつ変調方式が周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）であり、電波の型式がF三N又はQ〇Nのもの 二十九の三　設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）であつて、その空中線電力が一七〇ワット以下かつ電波の型式がP〇N、Q〇N又はV〇Nのもの（前号に掲げるものを除く。） ［三十～八十一　略］ ［2　略］ **別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） ［一　略］ ［(1)・(2)　略］	**第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～二十九　同上］ 二十九の二　設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）であつて、その空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの ［新設］ ［三十～八十一　同上］ ［2　同上］ **別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） ［一　同上］ ［(1)・(2)　同上］